

令和3年7月14日
第1回会議
資料 1-3

「市民力」と「協働」で進める 小田原のまちづくり

知ろう。使いこなそう。
小田原市自治基本条例

小田原に暮らすみんなが持っている
「まちをもっともっと良くしたい」という
思いや力を、存分に發揮できること。
人々が尊重し合い、協力し合うことで
一人ひとりの力をさらに大きくしていくこと。
市民が、より一層生き生きと
暮らし続けることができるよう。
小田原市自治基本条例が、
みんなが進めるまちづくりを後押ししていきます。

小田原市

「小田原市自治基本条例」って何？

私たちのまち小田原を、市民がより一層生き生きと暮らし続けられるまちにしていくために、これから自治の担い手のあり方が書かれている、まちづくりの指針です。

もう少しくわしく言うと…？

小田原のまちをもっともっと良くしていくためには、そして、市民もまちも元気であり続けるためには、市民一人ひとりの思いや力が十分に發揮され、市民・議会・行政という本市の自治の担い手がさまざまな形で協力し合い、お互いに信頼関係を高め、責任を分かち合いながら、まちづくりを進めていくことが必要です。

自治基本条例は、みんなが目指すべき目標や、まちづくりを進めるための基本的な考え方、市民や議会、行政の役割や責務をまとめたものです。この条例は、本市のまちづくりの最も基本的な指針となります。

「小田原市自治基本条例」の重要な2つのキーワード ～「市民力」と「協働」

「市民力」とは？

…私たちのまちを、より良くしたいという思いから、市民が自ら考え、行動する力です。

「協働」とは？

…お互いの立場を大切にして、役割や責任を分かち合いながら、それぞれの力を存分に出し合ったり、協力し合ったりすることです。

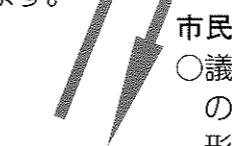
私たちのまち、小田原は、まちに暮らす全ての人や団体、事業者の「市民力」を生かし、みんなが「協働」する自治、すなわち、「市民自治」を推進していきます。

自治基本条例でつながる「まちづくり」の担い手 ～市民・議会・行政、それぞれの役割と関係



議会

- 分かりやすく議会の情報や市の課題を市民に伝えます。
- 市民との交流・対話の場をつくり、市民の声を聴きます。



市民

- 議会活動の充実のために様々な形で関わります。

行政

- 市民の意欲や知識をまちづくりに生かします。
- 情報を市民に分かりやすく伝えます。
- 市民の意見にしっかりと対応します。

議会

- ・市民の代表として選ばれた議員で構成されます。
- ・条例や予算などを審議し、議決します。
- ・まちのあり方について考え、提案します。

行政

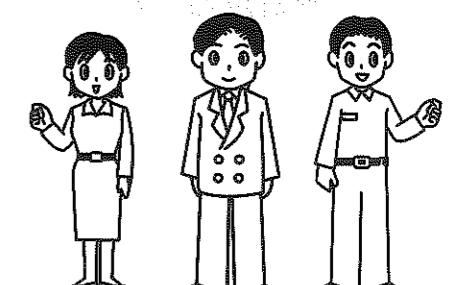
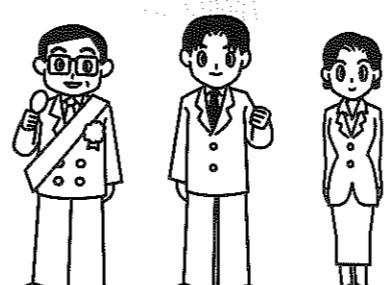
- 市長は市の課題解決について議会に説明し、理解を得るよう努めます。

議会

- 行政の仕事について監視・調査を行います。

行政

- ・市長は、市民に託された力を適切に使います。
- ・行政は、市民の立場に立って仕事を行います。
- ・市職員は、市民と協働し、信頼関係をつくります。



「小田原市自治基本条例」には、 どんなことが書かれているの？

■目的は？ 第1条

『市民がより一層生き生きと
暮らし続けることができる
まちを実現すること』です。

■市民ってだれ？ 第2条

この条例の中の「市民」とは、
・小田原市に住んでいる人
・小田原市の学校で学んでいる人、
小田原市で働いている人
・小田原市で事業や活動を行っている人や会社、団体

市民とまちづくり～地域活動と市民活動

■地域活動・市民活動の連携 第8条

まちづくりに取り組む力をさらに大きなものとするため、
市民活動や地域活動を行う人や団体の連携・交流の取組
を行います。



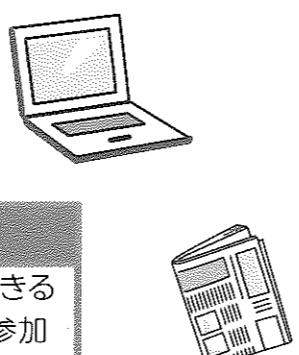
■子どもとまちづくり 第9条

将来の小田原を担う子どもたちには、地域の行事など、
まちづくりに参加する機会を提供します。

市民とまちづくり～情報共有と市政参加

■まちづくりに必要な情報等は？ 第14～15条

情報や知識、技能等を提供し合い共有し活用します。
個人情報は適切に管理します。



■市民の思いや力を市政に生かす 第16条

市の政策の立案や実施の過程に市民が関わることができ
る市政参加の仕組みを工夫し、様々な立場の市民が参加
できる機会を増やします。



■住民投票 第17条

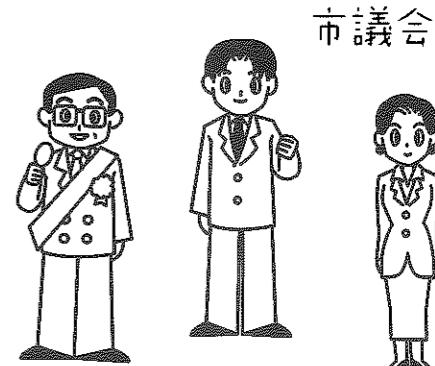
十分な情報をもとに十分な議論をしてもなお、住民の
意思を確認する必要があるときは住民投票ができます。
住民投票を行う場合は、別に条例を定めます。

※条文は6～7ページをごらんください。

自治の担い手～議会・議員の役割

■議会や議員は？ 第10条

市政の課題などを分かりやすく市民に伝え、交流や対話を
通して市民の意見を聞くように努めます。



市議会

自治の担い手～行政の役割

■市長は？ 第11条

市民の意見を聴き、議会の理解を得ながら、リーダーシップを
発揮して市政を先導します。



市役所

■行政は？ 第12条

市民の立場に立って仕事をします。市民に適切に情報を
提供し、市民の意見には誠実に対応します。

■市の職員は？ 第13条

市の職員は、市民との協働を実践し、市民との信頼関係の
構築に努めます。



この条例をみんなで生かしていくために

■条例の位置付けは？ 第4条

この条例は、本市の自治を推進するための基本的な
指針です。市が定める他の条例や規則は、この条例
との整合を図ります。

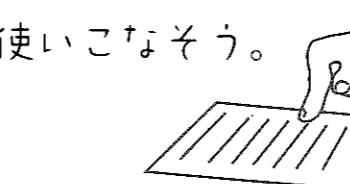
知ろう。



キホンシシン

■条例の周知など 第18条

行政はこの条例の周知に努めます。また市民自治の
推進につながる取組を公表します。



使いこなそう。

■この条例の見直し 第19条

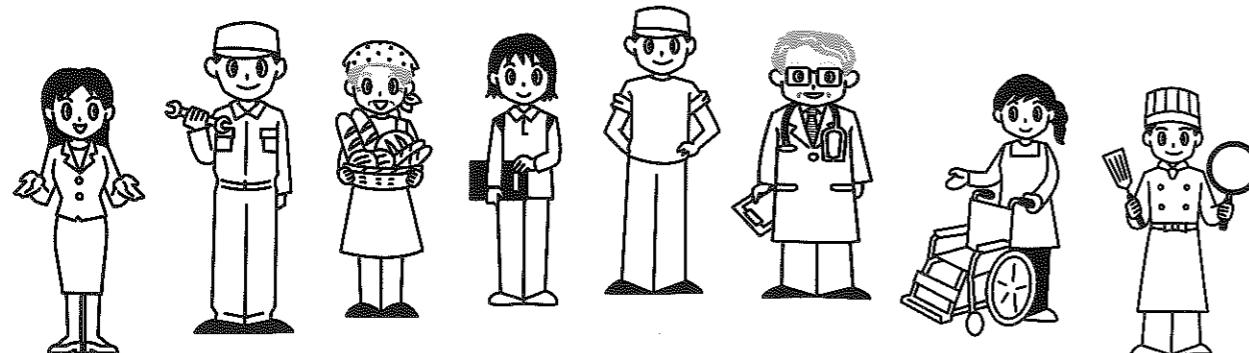
社会情勢などの変化に合わせて条例を見直すときは、
市政参加のもとで行います。

さいごに

～私たちのまち小田原が、 もっともっと生き生きとしたまちで あり続けるために～

- 自分たちのまちを、より良くしていく方法を考え
みましょう。そして、できることから始めましょう
- 地域や行政が行うまちづくりの取組に参加してみま
しょう
- 地域活動や市民活動に取り組む人々をみんなで支え、
応援しましょう
- まちづくりの情報を共有し、活用しましょう
- 一人ひとりの力をさらに大きくしていくために、
みんなで協力し合いましょう
- 自治基本条例を大切にし、みんなで条例を生かして
いきましょう

We Love ODAWARA.



小田原市自治基本条例

わたくしたちのまち小田原においては、様々な地域活動や市民活動などの自発的な活動がまちを支える一翼を担ってきた。

地域が主役となる時代が幕を開けた今、人と人との支え合う社会をつくり出すためには、これまで以上に市民の力を生かし、人や地域の絆を再生し、これまでのまちづくりの取組を生かしながら、市民一人一人が小田原のまちをつくる担い手として自ら考え、行動することが求められている。

そして、市民、議会及び行政といった自治の担い手がお互いに尊重し、対話し、連携し、協力し合いながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要である。

わたくしたちはここに、小田原における自治の基本的な考え方を明らかにし、市民がより一層生き生きと暮らし続けることができるまちとするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本的なあり方及び自治の担い手の役割を定めることにより、市民がより一層生き生きと暮らし続けることができるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(2) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 市議会及び市の執行機関をいう。

(4) 市民力 本市をより良いまちにするという思いに基づき、市民が自ら考え、行動する力をいう。

(5) 協働 相互の立場を尊重し、役割及び責任を分任し、力を存分に出し合い、並びに協力し合うことをいう。

(6) 地域活動 一定の区域内の市民の地縁に基づいて行われるその区域内のまちづくりにつながる活動をいう。

(7) 市民活動 特定の分野に対する市民の関心又は問題意識に基づいて自発的に行われるまちづくりにつながる活動をいう。

(基本理念)

第3条 市民及び市は、市民力を生かし、それが自治の担い手として協働することを基本とした自治（以下「市民自治」という。）の推進を目指すものとする。

(条例の位置付け)

第4条 この条例は、本市において自治を推進するための基本的指針を示すものであり、市民及び市は、この条例を最大限に尊重するものとする。

2 市は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、まちづくりに参加する権利を生かすため、自らの行動に責任を持ち、それぞれの持つ力及び費やすことができる時間を使い、自発的にまちづくりに関与するよう努めるものとする。

(地域活動)

第6条 市民は、地域における良好な生活の維持及び向上のため、地域活動への参加を通じて市民自治を推進するよう努めるものとする。

2 自治会は、地域活動の担い手として、当該自治会の区域で活動する市民間の交流及び親睦を促進するよう努めるとともに、身近な生活に関する課題の解決に取り組むよう努めるものとする。

3 市民及び市の執行機関は、地域活動の円滑化及び活性化を図るため、地域活動を行う個人及び団体（以下「地域活動を行うもの」という。）に対して各地域の実情に応じた支援を行うよう努めるものとする。

(市民活動)

第7条 市民は、より魅力的で活力のあるまちをつくるため、市民活動への参加を通じて市民自治を推進するよう努めるものとする。

2 市民及び市の執行機関は、市民活動の円滑化及び活性化を図るため、市民活動を行う個人及び団体（以下「市民活動を行うもの」という。）に対してその活動の実情に応じた支援を行うよう努めるものとする。

(活動を行うもの相互の連携)

第8条 地域活動を行うもの、市民活動を行うもの及び市の執行機関は、地域活動を行うもの、市民活動を行うもの又はその両者の相互の連携及び交流を促進するための機会の提供、人材の育成その他必要な取組を行うよう努めるものとする。

(自治の担い手の育成等)

第9条 市民及び市は、地域、学校、職場等で自治の担い手を育成するための取組を行うよう努めるものとする。

2 市民及び市は、将来の自治の担い手である子どもに対して、まちづくりに参加し、又はこれを学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

(議会及び議員の責務等)

第10条 議会は、市民の代表として選ばれた議員によって構成される議事機関として、市の意思決定、市政の監視及び調査、政策の提言等の権能を行使するものとする。

- 2 議会及び議員は、議会の審議に関する情報、市政の課題等を分かりやすく市民に周知するよう努めるものとする。
- 3 議会及び議員は、市民の意見を議会の審議に生かすため、交流又は対話の機会を設けて市民の意見を聞くよう努めるものとする。
- 4 市民は、議会活動の充実のために協力するよう努めるものとする。

(市長の責務)

第11条 市長は、その権限を適切に行使し、長期的な視野に立って公正に市政を先導しなければならない。

- 2 市長は、市政を先導するに当たり、市政の課題及びその解決への道筋について、議会の理解を得るよう努め、かつ、交流又は対話の機会を設けて市民の意見を聞くよう努めなければならない。

(市の執行機関の責務)

第12条 市の執行機関は、市民自治を推進するため、市民の立場に立って政策を実施するとともに、市民の持つ意欲、知識等をまちづくりに生かすよう努めなければならない。

- 2 市の執行機関は、市民に対する説明責任を意識し、政策の立案、実施等に関する情報を市民に対して適切に提供するよう努めなければならない。

3 市の執行機関は、市民からの意見等に対して誠実に対応するよう努めなければならない。

(市職員の責務)

第13条 市の職員は、市民との協働を実践することにより、相互の信頼関係を構築するよう努めなければならない。

(まちづくりに必要な情報等の共有及び活用)

第14条 市民及び市は、まちづくりの取組を効果的かつ継続的に進めるため、まちづくりに必要な情報、知識、技能等を適宜、適切な方法により相互に提供し、共有し、及び活用するよう努めるものとする。

(個人情報の適正な取扱い)

第15条 地域活動を行うもの及び市民活動を行うものは、その活動のために個人に関する情報を取り扱うときは、適正に取り扱わなければならない。

- 2 市民及び市の執行機関は、地域活動を行うもの又は市民活動を行うものに対して、市民が自己を本人とする個人に関する情報を安心して提供することができる環境を醸成するよう努めるものとする。

(市政参加)

第16条 市の執行機関は、政策の立案、実施等に係る過程に市民が関与すること（以下「市政参加」という。）ができる機会を拡充するよう努めなければならない。

- 2 市の執行機関は、事案の内容及び性質に応じた市政参加の仕組みの開発並びにより多くの市民の市政参加が可能となる仕組みの工夫に努めるものとする。

(住民投票)

第17条 市は、市政の重要な課題に関する情報を住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に対して適切に提供し、住民の意見を把握した上で十分な検討をしてもなお直接住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を行うことができる。

- 2 住民投票を行うときは、市の執行機関は、前項の課題について住民が判断するに足る十分な情報を公正に提供しなければならない。

3 住民投票に関し必要な事項は、その都度別に条例で定める。

(条例の趣旨に基づく取組の公表等)

第18条 市の執行機関は、自治の担い手の育成、市政参加その他この条例の趣旨に基づいて行われた市民自治の推進に資する取組の実施状況について公表し、議会に報告するものとする。

- 2 市の執行機関は、この条例の周知に努めるものとする。

(条例の見直し)

第19条 市は、本市の自治の発展又は成熟の状況、社会情勢等を勘案し、必要に応じてこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

- 2 市の執行機関は、前項の規定により検討を加えるときは、市政参加の機会を設けなければならない。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

【お問い合わせ先】

小田原市 市民部 地域政策課

電話番号：0465-33-1457

FAX：0465-34-3822

〒250-8555

神奈川県小田原市荻窪300番地

（郵便物は「〒250-8555 小田原市役所
地域政策課」で届きます）